

遠州灘沿岸海岸保全基本計画

(第 2 章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項)

平成 27 年 12 月

静岡県

1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項

1-1. 整備の基本方向

これからの海岸保全施設の整備については、防護水準等の保全に関する基本的な事項を踏まえ、防護・環境・利用の調和に十分配慮し、以下に示す基本的事項について海岸保全施設を整備しようとする区域と区域ごとの整備内容を定める。

ここに示す整備内容は、代表堤防高など一定の基準に基づいて算出されたものであり、今後の施設整備にあたっては地域住民と合意形成を図った上で、減災効果や海岸の利用・環境・景観・経済性等を総合的に検討し、河川管理者や港湾及び漁港の利用者等、関係機関と協議した上で、位置や構造、施設高等を決定していく。

なお、整備内容、整備図は必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

1-2. 防護水準

<津波>

第4次地震被害想定策定以降、地震・津波に関する新たな知見を踏まえ、静岡県における対策の対象とする二つのレベルの地震・津波は以下のとおりとした。

静岡県における対策の対象とする地震・津波

区 分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震
レベル1の地震・津波	東海地震 ^{※1} 東海・東南海地震 ^{※1} 東海・東南海・南海地震 ^{※1} 宝永型地震 ^{※2} 安政東海型地震 ^{※2} 5地震総合モデル ^{※2※3}
レベル2の地震・津波	南海トラフ巨大地震 ^{※1}

※1 静岡県第4次地震被害想定調査（第一次報告）

※2 静岡県第4次地震被害想定（追加資料）「駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1地震の想定」報告書

※3 1707年宝永地震、1854年安政東海地震、1854年安政南海地震、1944年昭和東南海地震、1946年昭和南海地震の5例の地震について、それらを総合し、過去の津波痕跡を下回らないように想定した、レベル1津波を引き起こす地震のうち最大クラスと見なせる仮想地震である。

遠州灘沿岸の各市町におけるレベル1津波とレベル2津波の高さの最大値は次表に示すとおりである。

レベル1津波とレベル2津波の高さ(最大値)

単位：T.P.+m

市町村名	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震							
	レベル1津波高さ							レベル2津波高さ
	東海地震	東海・東南海地震	東海・東南海・南海地震	宝永型地震	安政東海型地震	5地震総合モデル	左のうち最大	南海トラフ巨大地震
湖西市	6	7	6	7	5	6	7	15
浜松市北区	1	1	1	1	1	1	1	1
浜松市西区	6	7	7	6	5	6	7	14
浜松市南区	7	7	7	7	6	7	7	15
磐田市	4	6	6	5	6	6	6	12
袋井市	5	5	5	5	5	5	5	10
掛川市	5	6	6	6	7	6	7	13
御前崎市	11	11	11	10	9	9	11	19

資料：静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）平成25年6月27日

静岡県第4次地震被害想定（追加資料）平成27年6月18日

遠州灘沿岸の各市町におけるレベル1津波とレベル2津波における、海岸での津波到達時間は次表のとおりである。

レベル1津波最短到達時間(水位上昇50cm、最大値)

単位：分

市町村名	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震											
	東海地震		東海・東南海地震		東海・東南海・南海地震		宝永型地震		安政東海型地震		5地震総合モデル	
	+50cm	最大津波	+50cm	最大津波	+50cm	最大津波	+50cm	最大津波	+50cm	最大津波	+50cm	最大津波
湖西市	12	22	10	21	10	21	7	17	9	19	8	18
浜松市北区	365	365	415	415	383	383	365	365	-	-	-	-
浜松市西区	12	19	10	19	10	19	5	13	8	56	8	16
浜松市南区	13	18	8	18	8	18	5	12	6	15	6	15
磐田市	7	15	6	15	6	15	4	11	4	26	4	26
袋井市	14	47	12	15	12	15	6	47	6	32	6	49
掛川市	15	47	14	42	14	42	6	35	7	32	6	34
御前崎市	11	30	11	29	11	29	7	29	7	35	7	29

レベル2津波最短到達時間(水位上昇 50cm)

単位：分

市町村名	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震		
	南海トラフ巨大地震		
	ケース①	ケース⑥	ケース⑧
湖西市	7	7	8
浜松市北区	235	198	380
浜松市西区	5	5	7
浜松市南区	4	4	5
磐田市	3	3	5
袋井市	4	4	5
掛川市	4	4	5
御前崎市	4	4	5

資料：静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）平成25年6月27日

南海トラフ巨大地震のケース①、⑥、⑧とは津波断層モデルのうち静岡県に影響が大きいケース（ケース①：駿河湾～紀伊半島沖に大すべり域+超大すべり域を設定、⑥：駿河湾～紀伊半島沖に大すべり域+（超大すべり域、分岐断層）を設定、ケース⑧：駿河湾～愛知県東部沖と三重県南部沖～徳島県沖に大すべり域+超大すべり域を2箇所設定）

<高潮>

50年確率波浪および予想される高潮位を防護水準とすることを原則とする。ただし、昭和34年の伊勢湾台風等の災害実績を踏まえる。

<侵食>

現状の汀線を保全・維持することを基本的な目標とし、侵食が著しい海岸では必要に応じて汀線の回復を図ることを防護水準とする。

1-3. 整備内容、整備図で示す事項

(1) 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域(整備対象区域)は、「第2章 1-1 防護水準」で定めた内容について、海岸保全施設の高さが不足している、砂浜が侵食している等、海岸保全施設整備の必要性がある区域とする。

(2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

前項で示した整備対象区域毎に、延長、代表堤防高、主な整備施設を示す。なお、施設種類に関しては現時点での想定であり、対策工の検討の結果により変更になる場合もある。

(3) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

受益の地域とは、海岸保全施設が整備されない場合に、整備対象区域背後の施設や土地に対して被害の発生が想定される地域である。

海岸保全施設の整備によって海岸侵食や高潮等の海岸災害から防護される地域及びその地域の土地利用の状況について前項の表に併せて整理した。

備考

- ・「海岸保全施設」とは
指定された海岸保全区域にある護岸、離岸堤、潜堤、砂浜等、その他海水の進入又は海水による侵食を防止するための施設
- ・「代表堤防高」とは
個別箇所の堤防高決定の際の概ねの目安となるもの（50 cm単位で表示）
- ・「海岸岸保全区域」の考え方

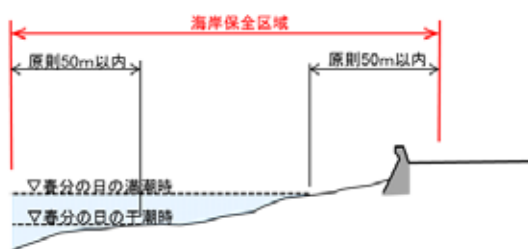


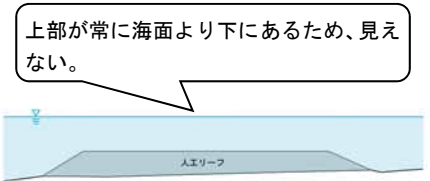





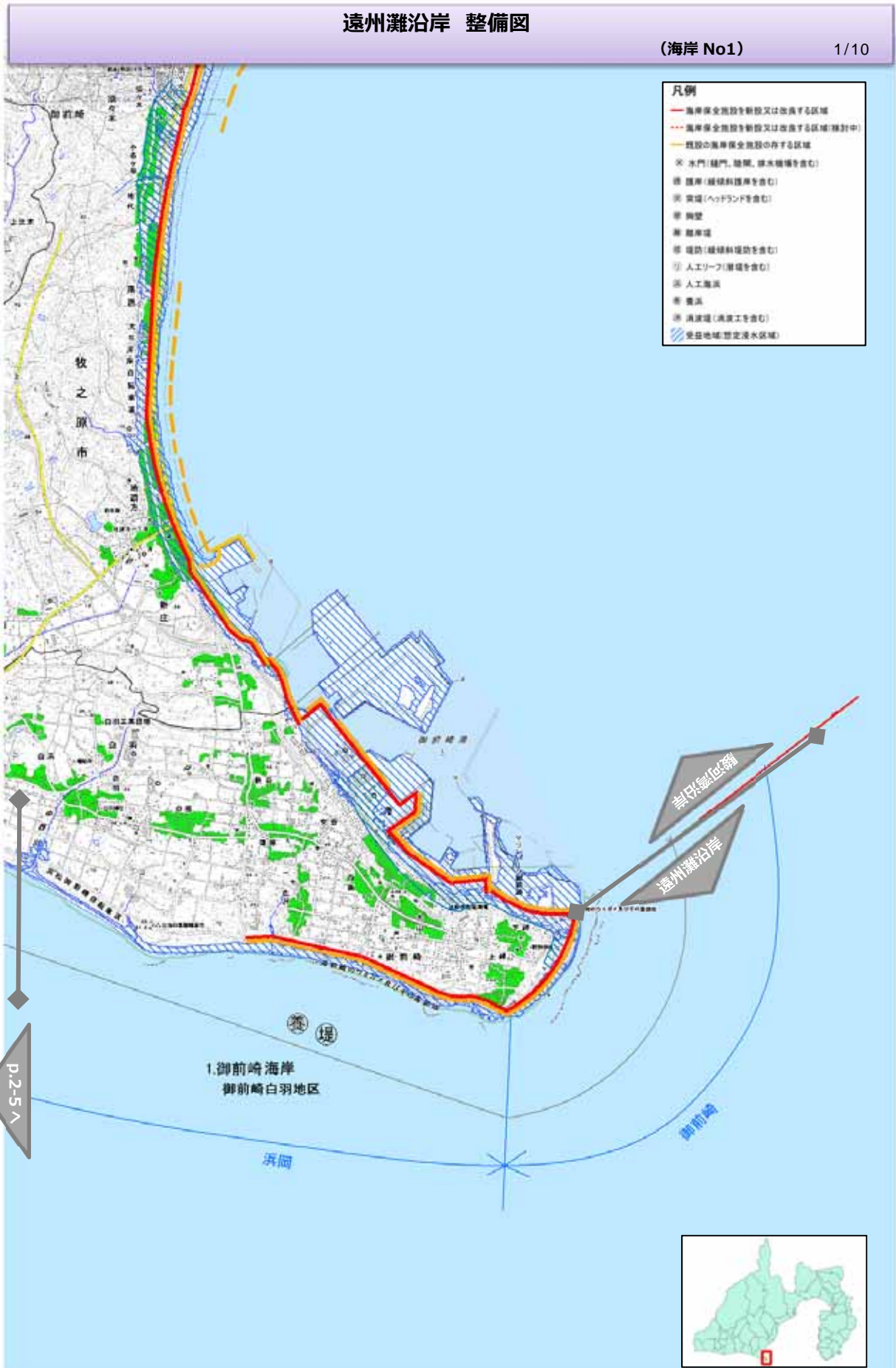
表 2-1 侵食防止としての主な対策工

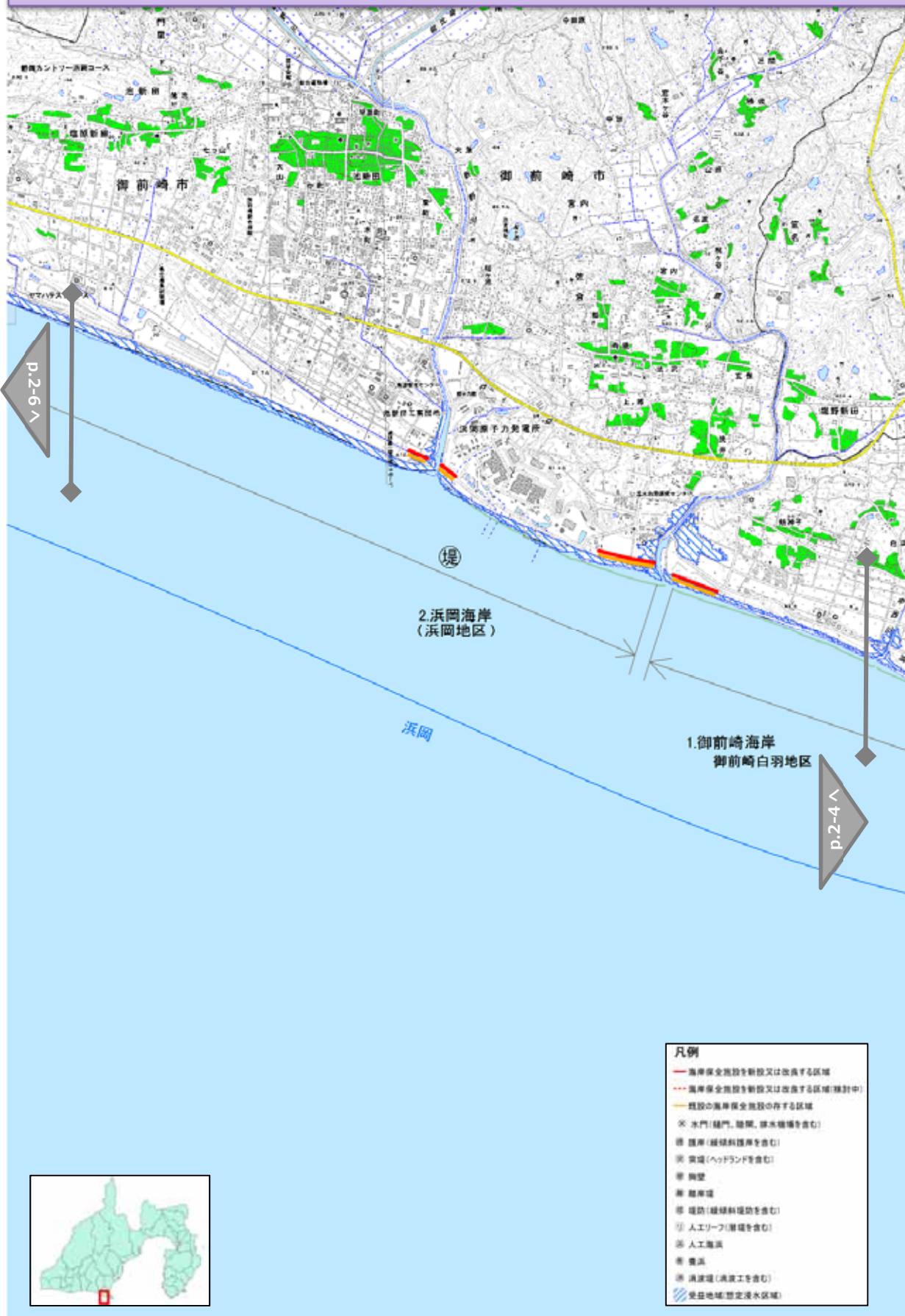
対策工の主な特性	
養浜、 サンドバイパス	<p>養浜工は、侵食された海岸などに砂礫を投入する工法であり、海岸の自然環境の保全および海浜利用の面で優れており、侵食等の隣接海岸への影響も和らげることができる。</p> <p>海浜の維持・回復・創出が図れる。越波・浸水の低減効果が図れる。土砂流出の防止対策が必要となる。</p> <p>サンドバイパスは、漁港等の構造物の上手側に堆積した土砂を構造物の下手側の侵食箇所投入する方法であり、サンドバイパスでは、航路埋没や河口閉塞の対策として浚渫した土砂の有効利用が図れる。</p>  <p>【効果：海浜の維持・回復・創出、消波】</p> <p>航路埋没土砂のサンドバイパス（福田漁港海岸）</p>
人工リーフ	<p>人工リーフは、自然の珊瑚礁が持つ優れた消波機能を模した構造物である。</p> <p>海浜の安定化が期待でき、高波浪の減衰効果は高い。構造物が水面下となることから海岸景観上は好ましいが、堤体規模が大きくなるため工費は高くなる。浅海域における活動への配慮が必要となる。</p> <p>【効果：間接的な漂砂制御（波高，波向き，波浪による流れを制御），背後への堆砂，沿岸漂砂の制御（漂砂量の低減），岸沖漂砂の制御（前浜の確保）】</p>   <p>上部が常に海面より下にあるため、見えない。</p> <p>人工リーフ</p> <p>人工リーフ（渥美海岸 [恋路ヶ浜]）</p>
離岸堤 (潜堤)	<p>離岸堤は、汀線から離れた沖側の海域に、汀線にほぼ平行に設置する構造物である。</p> <p>直接的に波浪を低減することから背後に静穏域が確保され、海浜の安定化が図れる。浅海域における活動への配慮が必要となる。</p> <p>なお、海岸景観に配慮して干潮時以外は水面下になるような潜堤タイプもある。</p> <p>【効果：消波，波高減衰，背後への堆砂，沿岸漂砂の制御（漂砂量の低減），岸沖漂砂の制御（前浜の確保）】</p>    <p>上部がほとんど海面より下にあるため、見えないことが多い。</p> <p>離岸堤（浜松五島海岸）</p> <p>潜堤（高豊漁港海岸 [伊古部]）</p>

1-4. 整備内容

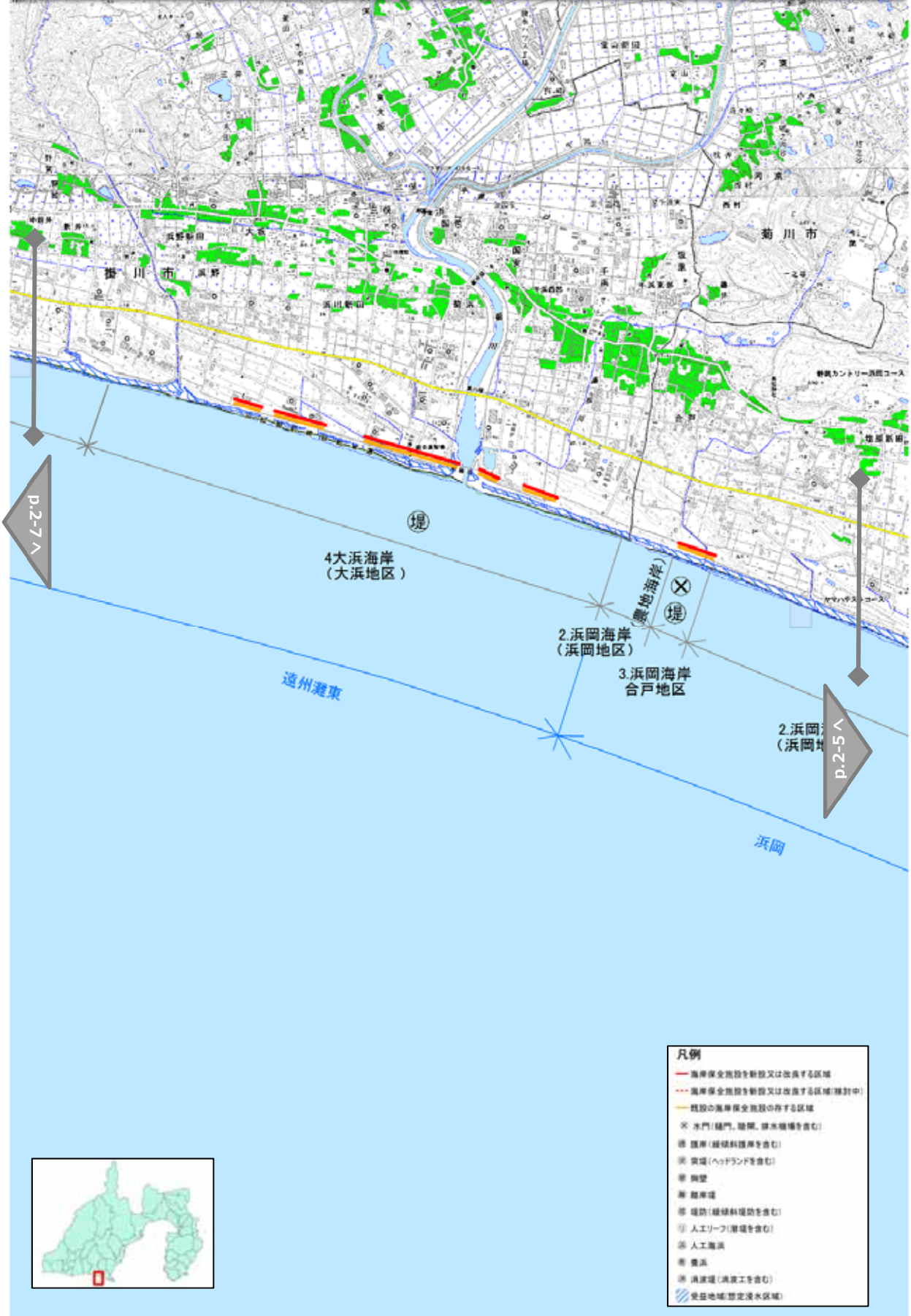
ゾーン	地域海岸名	配置				種類	受益地域			備考	
		区域		規模			地域	状況			
		番号	海岸名	地区名	延長 (m)				代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)		
なし	浜岡	1	御前崎海岸	御前崎白羽	7,160	9.0 ~ 11.5	堤防、養浜	御前崎市	御前崎白羽	農地 工業用地 住宅地 (点在)	津波
		2	浜岡海岸	浜岡	1,020	10.0	堤防	御前崎市	浜岡	農地 工業用地	津波
		3	浜岡海岸	合戸	220	10.0	堤防、水門	御前崎市	合戸	農地	津波
	遠州灘東	4	大浜海岸	大浜	1,710	7.5 ~ 9.0	堤防	掛川市	大浜	農地 工業用地	高潮
		5	大須賀海岸	大須賀	570	7.5 ~ 9.0	堤防、水門	掛川市	大須賀	農地 工業用地	高潮
	遠州灘中	6	浅羽海岸	浅羽	—	—	養浜	袋井市	浅羽	農地 工業用地	津波
		7	福田漁港海岸	福田	600	5.0 ~ 6.0	護岸、養浜	磐田市、袋井市	福田	農地 工業用地	津波
		8	福田海岸	福田	—	—	—	磐田市	福田	農地 工業用地	津波
		9	磐田海岸	磐田	—	—	—	磐田市	磐田	農地 工業用地	津波
		10	竜洋海岸	竜洋	3,120	6.5	堤防、離岸堤、養浜	磐田市	竜洋	農地 工業用地	高潮
		11	浜松海岸	浜松五島	—	—	養浜、突堤	浜松市	浜松五島	農地 住宅地(点在) 公園・緑地	高潮、津波
		12	浜松海岸	浜松篠原	—	—	養浜	浜松市	浜松篠原	農地 住宅地(点在) 公園・緑地	高潮、津波
	遠州灘西	13	舞阪海岸	舞阪	—	—	—	浜松市	舞阪	住宅地(密集)	高潮、津波
		14	浜名港海岸	舞阪	—	—	—	浜松市	舞阪	緑地等	津波
		15	浜名港海岸	新居	800	8.0	堤防	湖西市	新居	公園・緑地等	津波
		16	新居海岸	新居	90	8.0	堤防	湖西市	新居	山林・荒地等 農地 住宅地(点在)	高潮、津波
		17	湖西海岸	湖西	2,430	8.0	堤防、護岸	湖西市	湖西	山林・荒地等 農地 住宅地(点在)	高潮、津波

1-5. 整備図





:地域海岸の起終点

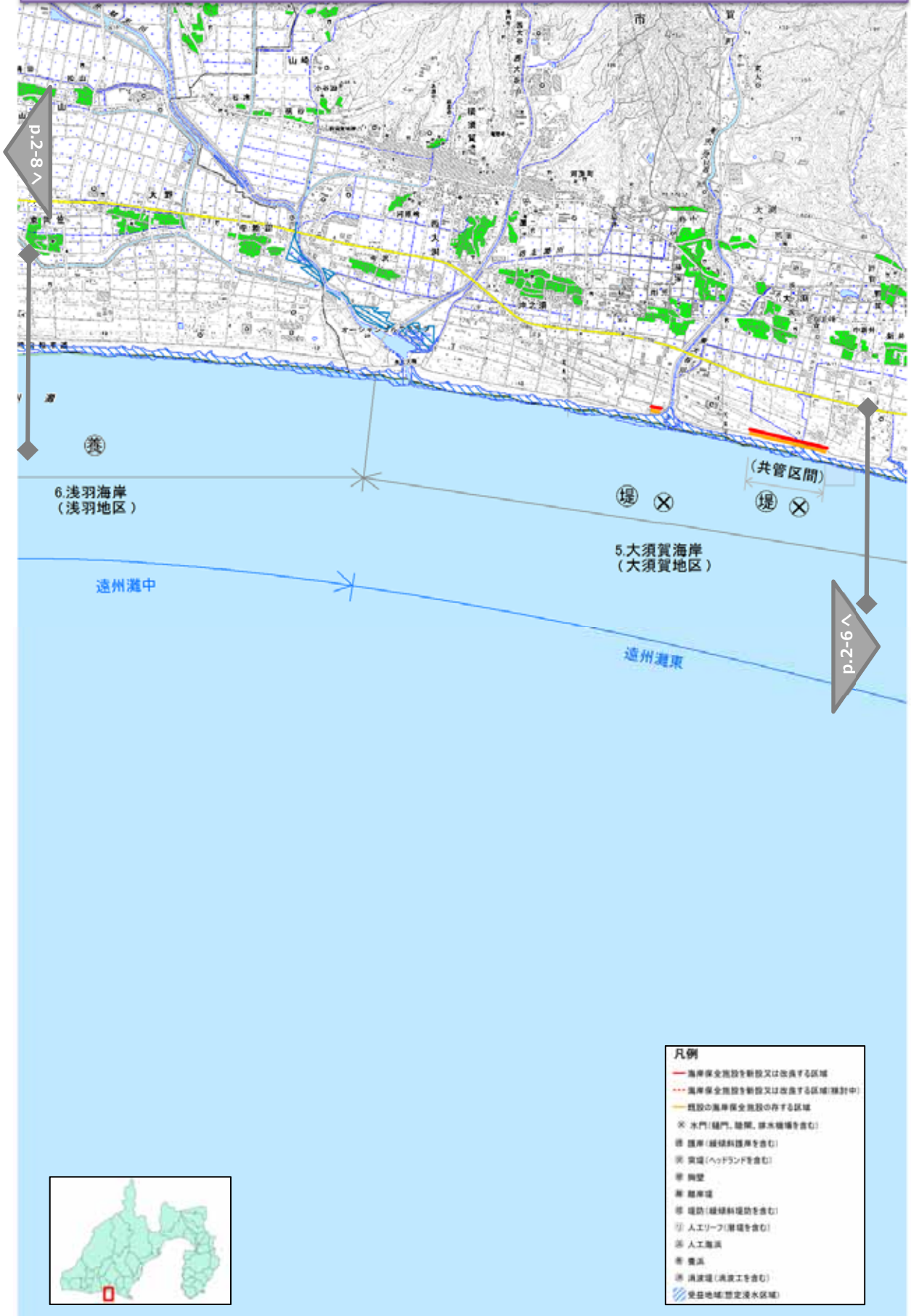


p.2-7 ^

p.2-5 ^



:地域海岸の起終点



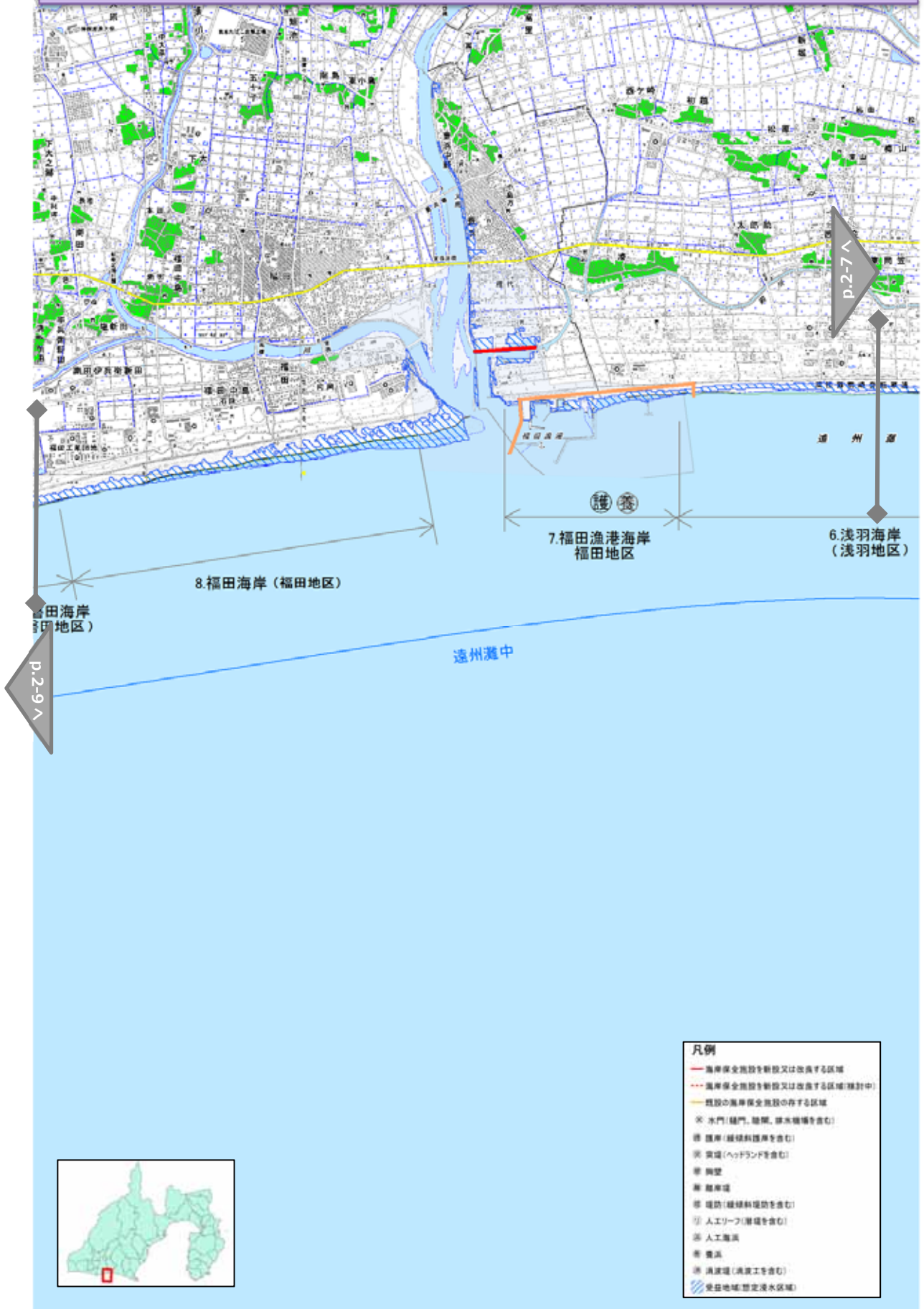
p.2-8 ^

^ p.2-6



- 凡例
- 海岸保全施設を新設又は改善する区域
 - 海岸保全施設を新設又は改善する区域(計画中)
 - 現設の海岸保全施設の有する区域
 - ⊗ 水門(樋門、陸門、排水機場を含む)
 - ⊕ 護岸(緑線防護を含む)
 - ⊖ 突堤(ヘッドランドを含む)
 - ⊙ 胸壁
 - ⊚ 離岸堤
 - ⊛ 堤防(緑線防護を含む)
 - ① 人工リーフ(岩場を含む)
 - ② 人工離浜
 - ⊙ 養浜
 - ⊚ 消波堤(消波工を含む)
 - ⊛ 受益地域(想定浸水区域)

:地域海岸の起終点



:地域海岸の起終点

100

1:50,000



- 凡例
- 海岸保全施設を新設又は改善する区域
 - 海岸保全施設を新設又は改善する区域(検討中)
 - 既設の海岸保全施設の存する区域
 - 水門(樋門、閘門、排水機場を含む)
 - 護岸(緩斜式護岸を含む)
 - △ 突堤(ヘッドランドを含む)
 - 胸壁
 - 防波堤
 - 堤防(緩斜式堤防を含む)
 - 人工リーフ(消波を含む)
 - 人工漁場
 - 養魚
 - 消波堤(消波工を含む)
 - 受益地域(想定浸水区域)

遠州灘沿岸 整備図

(海岸 No9~10)

6/10



:地域海岸の起終点



- 凡例
- 海岸保全施設を新設又は改善する区域
 - - - 海岸保全施設を新設又は改善する区域(豫計中)
 - 既設の海岸保全施設の存する区域
 - ※ 水門(結門、陸橋、排水機場を含む)
 - ≡ 護岸(護岸材料護岸を含む)
 - ⊙ 突堤(ヘッドランドを含む)
 - 胸壁
 - 離岸堤
 - ≡ 堤防(護岸材料堤防を含む)
 - ① 人工リーフ(消波を含む)
 - ⊙ 人工漁浜
 - ≡ 養魚池
 - ≡ 消波堤(消波工を含む)
 - 受益地域想定浸水区域



:地域海岸の起終点



:地域海岸の起終点

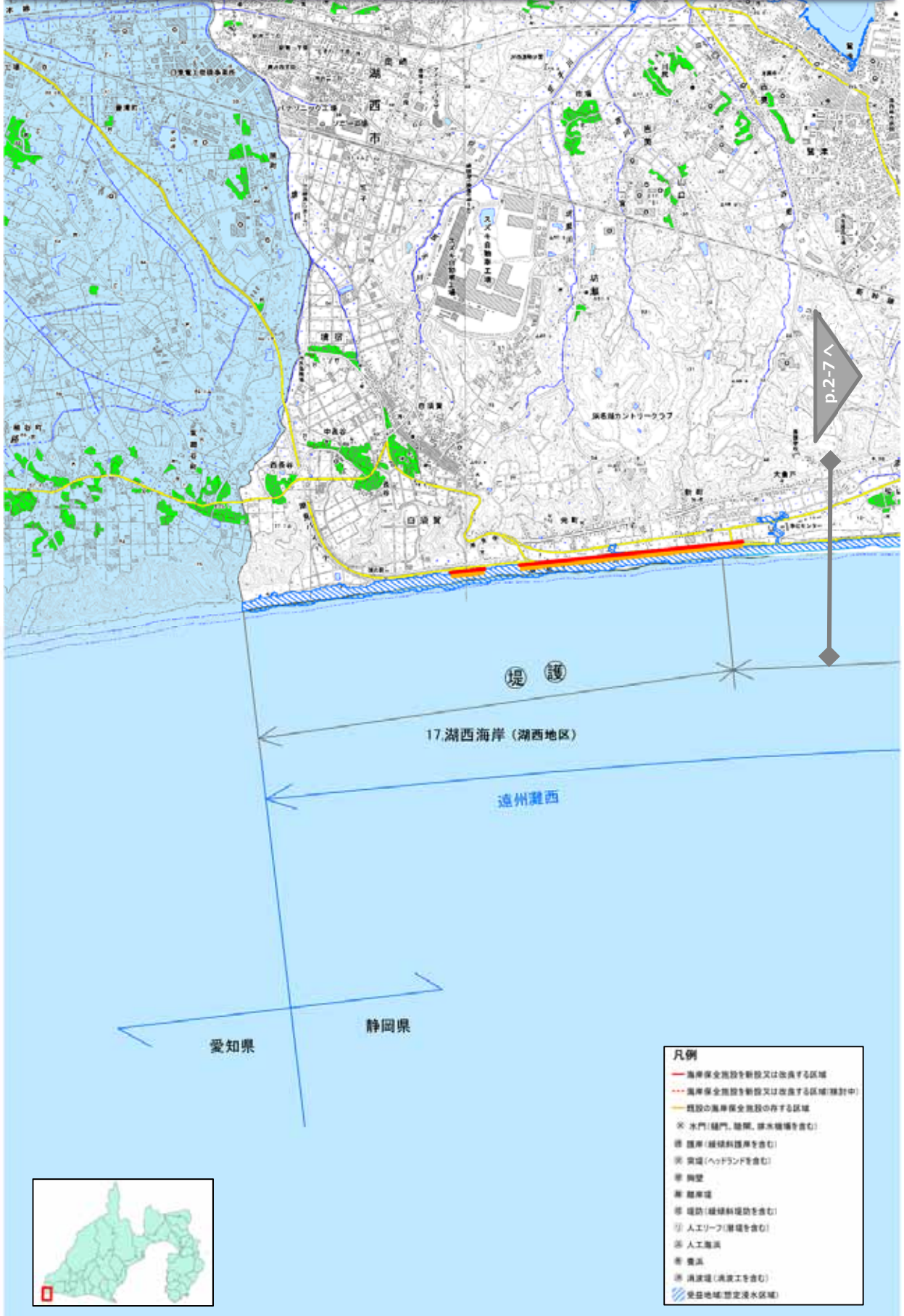
遠州灘沿岸 整備図

(海岸 No14~16)

9/10



地域海岸の起終点

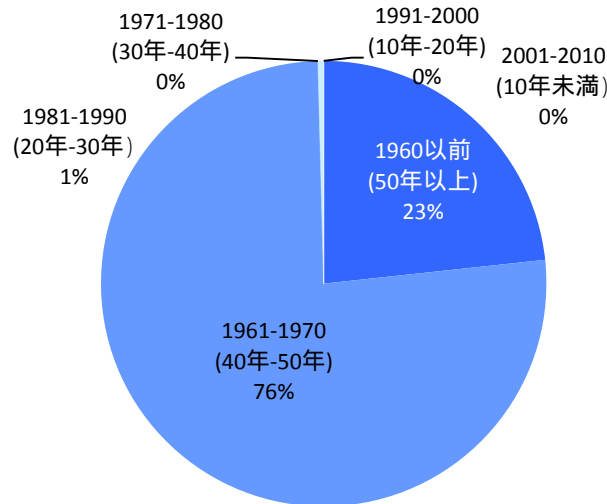


:地域海岸の起終点

2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項

2-1. 海岸保全施設の維持管理の現状

社会資本の整備が進み、既存ストックの老朽化が懸念される中、遠州灘沿岸の海岸保全施設についても、2010年時点で、建設後50年以上が経過しているものが約2割あり、2030年にはこれが10割に近づくなど、全国的な傾向（建設後50年以上経過した施設が2010年時点で約4割、2030年には7割に達する）と比べても、より急速な老朽化が見込まれる。



総延長 約 21 km

図 海岸保全施設の建設年次 () 内は 2010 年時点の築年数

近い将来、社会資本の大量更新時代の到来が懸念され、老朽化が進行することで、これら施設にかかる維持管理費用が増大することが大きな課題である。

また、東日本大震災の教訓から、水門・陸閘等の操作に従事する者の安全確保を最優先としつつ、閉鎖の確実性を向上させる効果的な管理運用体制の実現が喫緊の課題となっている。

2-2. 海岸保全施設の維持管理の方向性

今後、海岸保全施設の老朽化が急速に進行する中、費用の軽減や平準化を図りつつ、持続的に安全を確保していくため、予防保全の考え方に基づく適切な維持管理を実施していく。

また、津波等の災害時において、水門・陸閘等の操作員の安全を確保した上で、閉鎖の確実性を向上させていく。

2-3. 維持又は修繕の基本方向

海岸保全施設の維持又は修繕については、各海岸の地域特性や海岸保全施設の種類、構造等を勘案して、防護・環境・利用の調和に十分配慮し、以下に示す基本的事項について海岸保全施設の存する区域と区域ごとの維持又は修繕内容を定める。

なお、維持修繕内容、維持修繕図は必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

<維持修繕内容、維持修繕図で示す事項>

1. 海岸保全施設の存する区域

海岸保全施設の存する区域(維持修繕対象区域)は、海岸保全施設の維持又は修繕の必要性がある区域とする。

2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

前項で示した維持修繕対象区域毎に、延長、代表堤防高、主な整備施設を示す。

3. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

前項で示した維持修繕対象区域の地域特性や海岸保全施設の種類、構造等を勘案して、巡視・点検の時期や頻度、維持又は修繕の方法について整理した。

備考

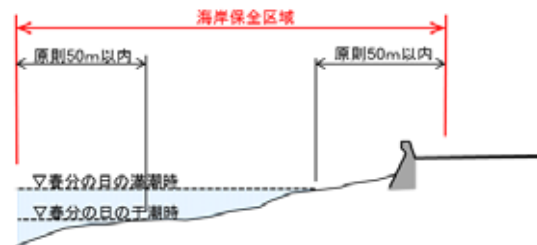
・「海岸保全施設」とは

指定された海岸保全区域にある護岸、離岸堤、潜堤、砂浜等、その他海水の進入又は海水による侵食を防止するための施設

・「代表堤防高」とは

個別箇所の堤防高決定の際の概ねの目安となるもの（50 cm単位で表示）

・「海岸保全区域」の考え方



2-4. 維持修繕内容

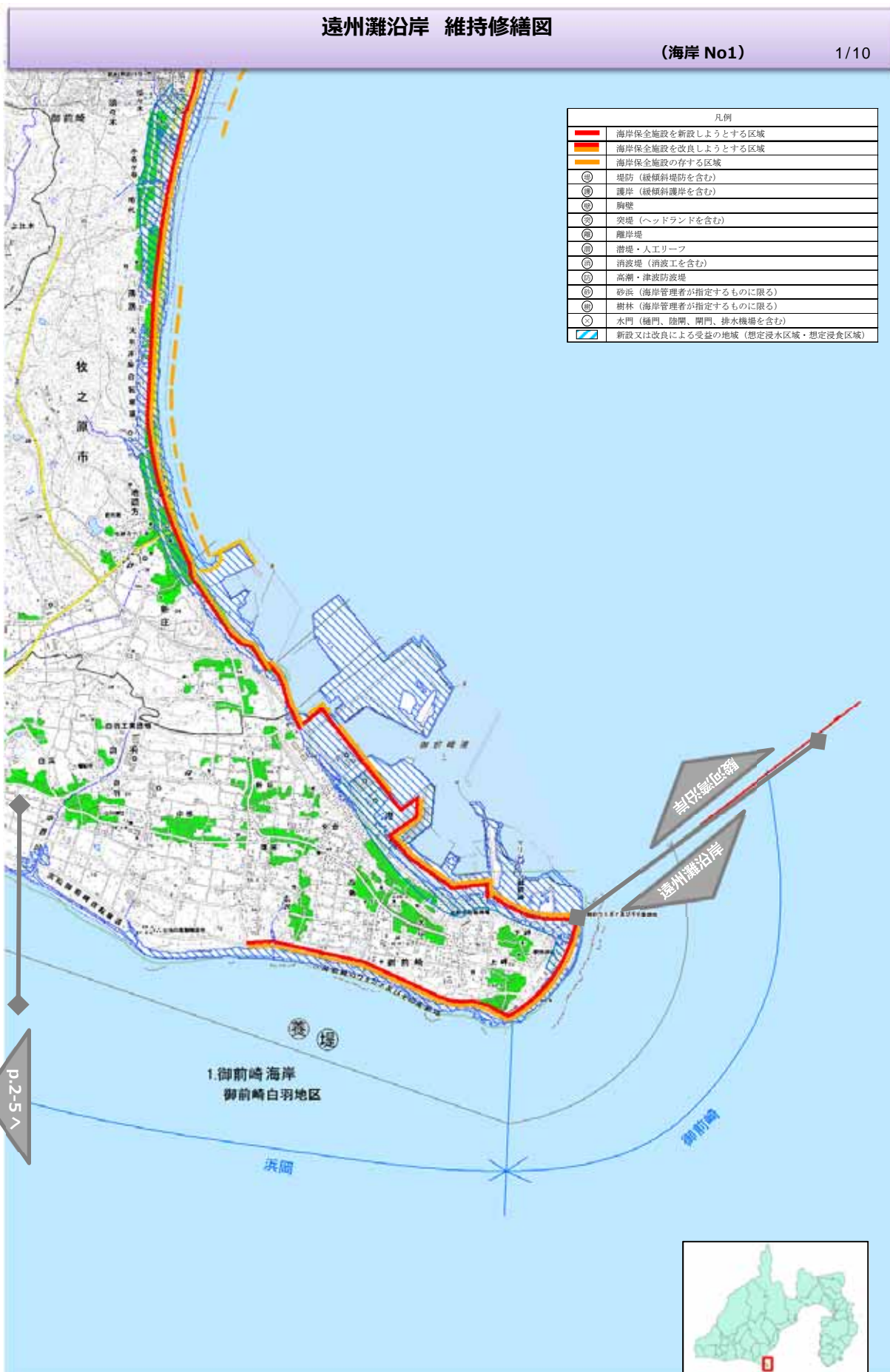
ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益地域及びその状況							
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	地域	状況						
なし	浜岡	1	御前崎海岸	御前崎白羽	堤防	○	7,160m	5.5 ~ 7.6	7,160m	9.0 ~ 11.5	御前崎市	御前崎白羽	農地 工業用地 住宅地 (点在)					
					消波工		1,190m	—	—	—								
		2	浜岡海岸	浜岡	堤防	○	1,020m	6.8 ~ 9.0	1,020m	10.0	御前崎市	浜岡	農地 工業用地					
					消波工		2,870m	—	—	—								
		3	浜岡海岸	合戸	堤防	○	220m	~ 7.4	220m	10.0	御前崎市	合戸	農地					
					水門	○	1基	—	1基	—								
	遠州灘東	4	大浜海岸	大浜	護岸	○	1,710m	7.5 ~ 9.0	1,710m	7.5 ~ 9.0	掛川市	大浜	農地 工業用地					
					堤防	○	570m	7.4 ~ 9.0	570m	7.5 ~ 9.0								
					水門	○	2基	—	2基	—								
遠州灘中	6	浅羽海岸	浅羽	—		—	—	—	—	袋井市	浅羽	農地 工業用地						
				7	福田漁港海岸	福田	護岸	◎	—				—	600m	5.0 ~ 6.0	磐田市、袋井市	福田	農地 工業用地
				8	福田海岸	福田	—		—				—	—	—	磐田市	福田	農地 工業用地
				9	磐田海岸	磐田	—		—				—	—	—	磐田市	磐田	農地 工業用地

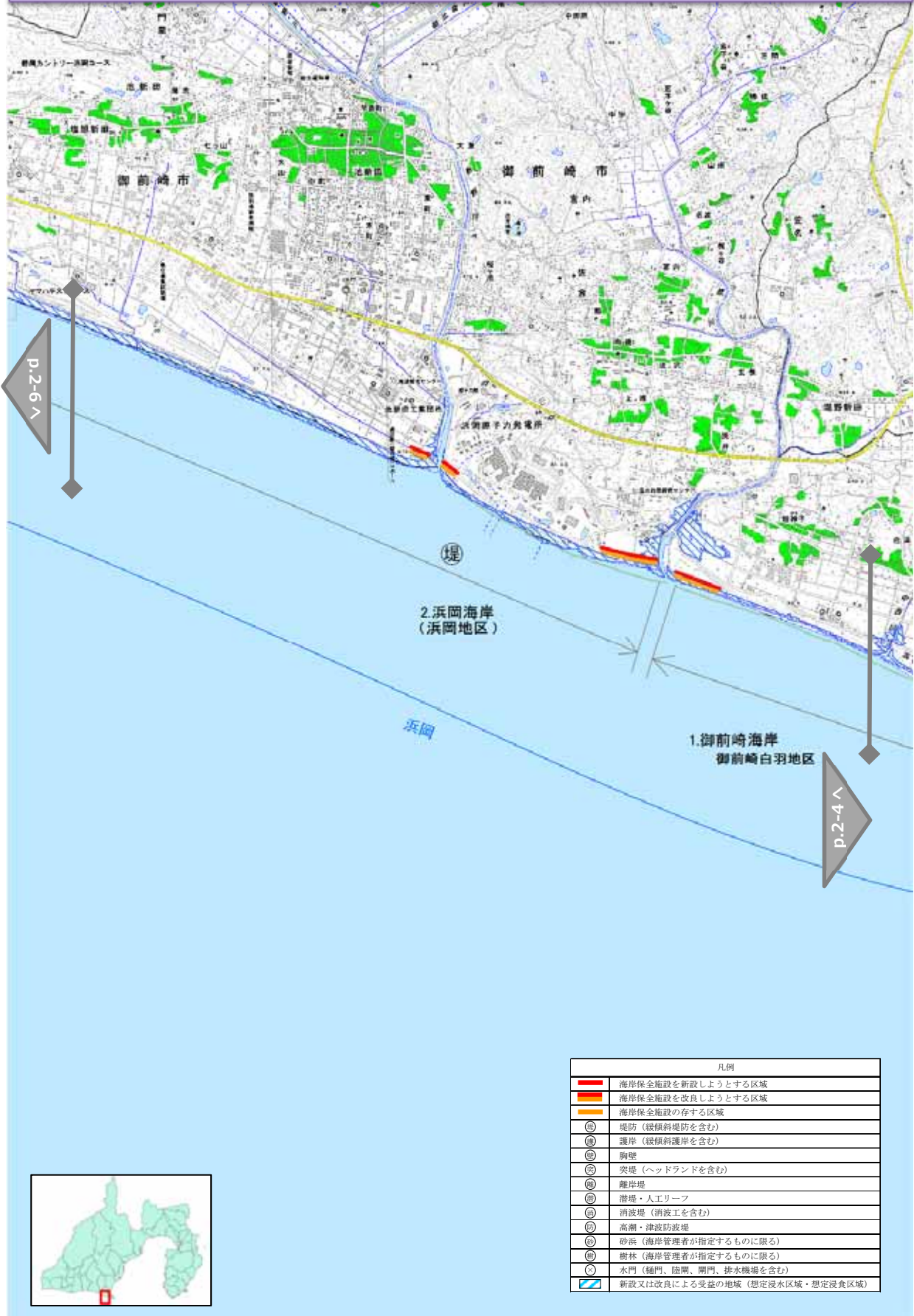
維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防御	環境	利用
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設前面の砂浜が侵食傾向	御前崎遠州灘県立自然公園の優れた景観 アカウミガメの上陸・産卵の環境保全	マリンスポーツ（サーフィン等）の利用
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		御前崎遠州灘県立自然公園の優れた景観	
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		御前崎遠州灘県立自然公園の優れた景観	
施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		御前崎遠州灘県立自然公園の優れた景観	
【建設海岸】 海岸パトロール実施要綱に基づき、毎年度7月までに1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。 【農地海岸】 静岡県農林防災施設点検実施要領に基づき、毎年度に6月に1回パトロールを実施するほか、静岡県農地地すべり防止区域等巡視員服務に基づき巡視員が毎月1回パトロールを実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。		御前崎遠州灘県立自然公園の優れた景観 アカウミガメの上陸・産卵の環境保全	
施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
	施設前面の砂浜が侵食傾向	御前崎遠州灘県立自然公園の優れた景観 アカウミガメの上陸・産卵の環境保全	
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		御前崎遠州灘県立自然公園の優れた景観	福田漁港利用者の利便性 マリンスポーツ（サーフィン等）の利用
		御前崎遠州灘県立自然公園の優れた景観	
		御前崎遠州灘県立自然公園の優れた景観	

ゾーン	区域				種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益地域及びその状況		
	番号	海岸名	地区名	延長等			代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	地域		状況	
										延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)		地域
なし	遠州灘中	10	竜洋海岸	竜洋	堤防	○	3,120m	6.2	3,120m	6.5 ~ 9.0	磐田市	竜洋	農地 工業用地
					水門		1基	—	1基	—			
					離岸堤	○	6基	—	—	—			
	遠州灘西	11	浜松海岸	浜松五島	堤防		2,210m	~ 6.2	—	—	浜松市	浜松五島	農地 住宅地(密集) 公園・緑地
					離岸堤		880m	—	—	—			
					消波堤		1,370m	—	—	—			
					突堤		1基	—	—	—			
						◎	—	—	1基	—			
		12	浜松海岸	浜松篠原	離岸堤		300m	—	—	—	浜松市	浜松篠原	農地 住宅地(点在) 公園・緑地
		13	舞阪海岸	舞阪	—		—	—	—	—	浜松市	舞阪	住宅地(密集)
		14	浜名港海岸	舞阪	堤防		1,720m	~ 6.2	—	—	浜松市	舞阪	緑地等
		15	浜名港海岸	新居	堤防	○	1,150m	~ 6.2	800m	8.0	湖西市	新居	公園・緑地等
					消波工		150m	—	—	—			
					離岸堤		450m	—	—	—			
		16	新居海岸	新居	堤防	○	90m	~ 8.0	90m	8.0	湖西市	新居	山林・荒地等 農地 住宅地(点在)
		17	湖西海岸	湖西	堤防	○	1,450m	~ 8.0	1,450m	8.0	湖西市	湖西	山林・荒地等 農地 住宅地(点在)
					護岸	○	990m	~ 8.0	990m	8.0			

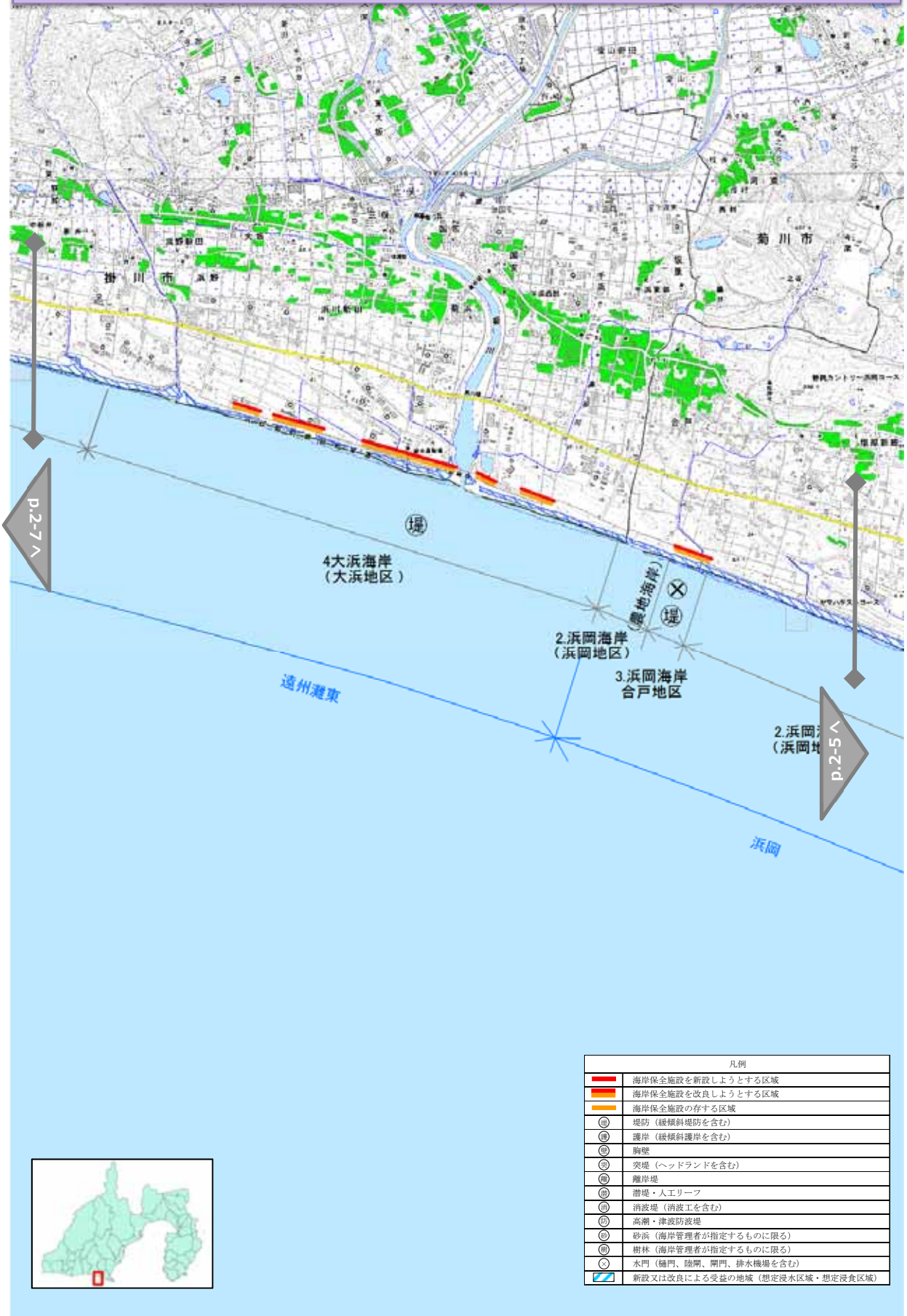
維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防御	環境	利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p> <p>津波や高潮災害時の動作を確保するため、長寿命化計画に従い、点検及び適切な維持修繕を行う。</p> <p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	<p>施設前面の砂浜が侵食傾向</p>	<p>御前崎遠州灘県立自然公園の優れた景観 アカウミガメの上陸・産卵の環境保全</p>	<p>竜洋海洋公園利用者の利用</p>
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p> <p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	<p>施設前面の砂浜が侵食傾向 平成23年台風15号により被災（離岸堤沈下） 平成25年台風18・26号により被災（消波堤沈下） 施設の背後に住宅地が密集</p>	<p>希少な動植物が生育・生息している湿地帯（原風景）及び人工池 コアジサシ渡来地の環境保全 ハマボウ群落の環境保全</p>	<p>自然環境の観察</p>
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	<p>施設前面の砂浜が侵食傾向</p>	<p>中田島砂丘の優れた海岸景観 アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 カワラハンミョウ生息地の環境保全 ハマボウ群落の環境保全</p>	<p>サーフィン 浜松まつり風揚げ会場として利用 沿岸住民の神事「浜ごり」による日常的な砂丘利用</p>
	<p>施設の背後に住宅地が密集</p>	<p>浜名湖県立自然公園の優れた景観 アカウミガメの上陸・産卵の環境保全</p>	<p>サーフィン 自然環境の観察</p>
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>		<p>浜名湖県立自然公園の優れた景観 アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 コアジサシ渡来地の環境保全 遠江八景「浜名暮雪」</p>	<p>浜名港利用者の利便性 サーフィン</p>
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p> <p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	<p>施設前面の砂浜が侵食傾向</p>	<p>浜名湖県立自然公園（車両等乗り入れ規制区域）の優れた景観 アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 コアジサシ渡来地の環境保全 遠江八景「浜名暮雪」</p>	<p>浜名港利用者の利便性 海釣り公園利用者の利用 新居弁天海水浴場利用者の利用 サーフィン</p>
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	<p>施設前面の砂浜が侵食傾向</p>	<p>浜名湖県立自然公園（車両等乗り入れ規制区域）の優れた景観 アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 コアジサシ渡来地の環境保全</p>	<p>サーフィン</p>
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>		<p>浜名湖県立自然公園（車両等乗り入れ規制区域）の優れた景観 アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 コアジサシ渡来地の環境保全</p>	<p>サーフィン</p>

2-5. 維持修繕図





:地域海岸の起終点



:地域海岸の起終点



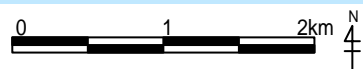
p.2-8 ^

^ p.2-6



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防護堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (補門、陸門、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定浸食区域)

:地域海岸の起終点





: 地域海岸の起終点



:地域海岸の起終点



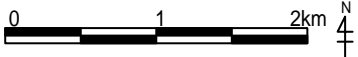
p.2-11

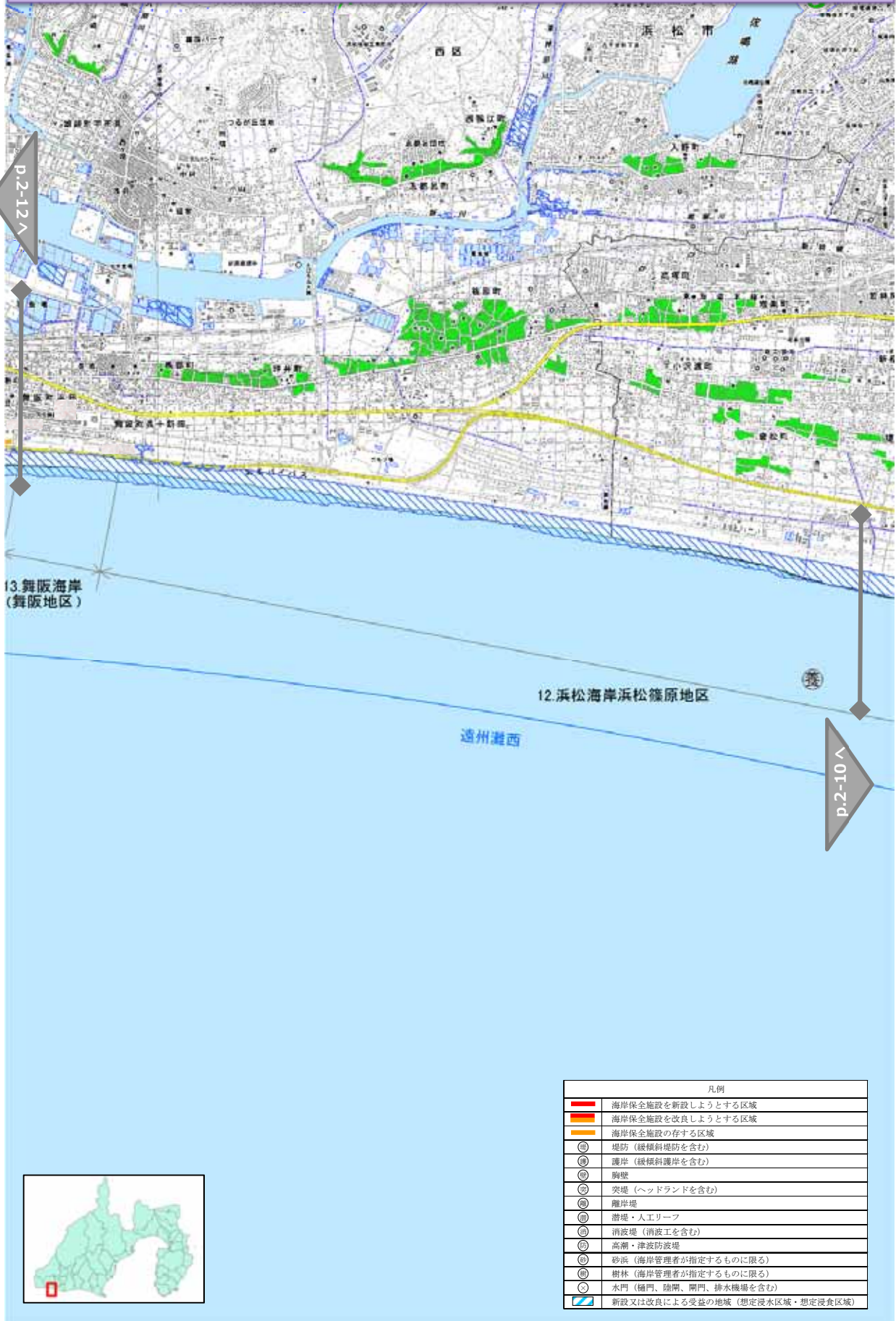
p.2-9



:地域海岸の起終点

凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (樋門、陸門、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定浸食区域)





:地域海岸の起終点

凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高瀬・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (樋門、陸門、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定浸食区域)

遠州灘沿岸 維持修繕図

(海岸 No14~16)

9/10

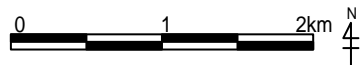


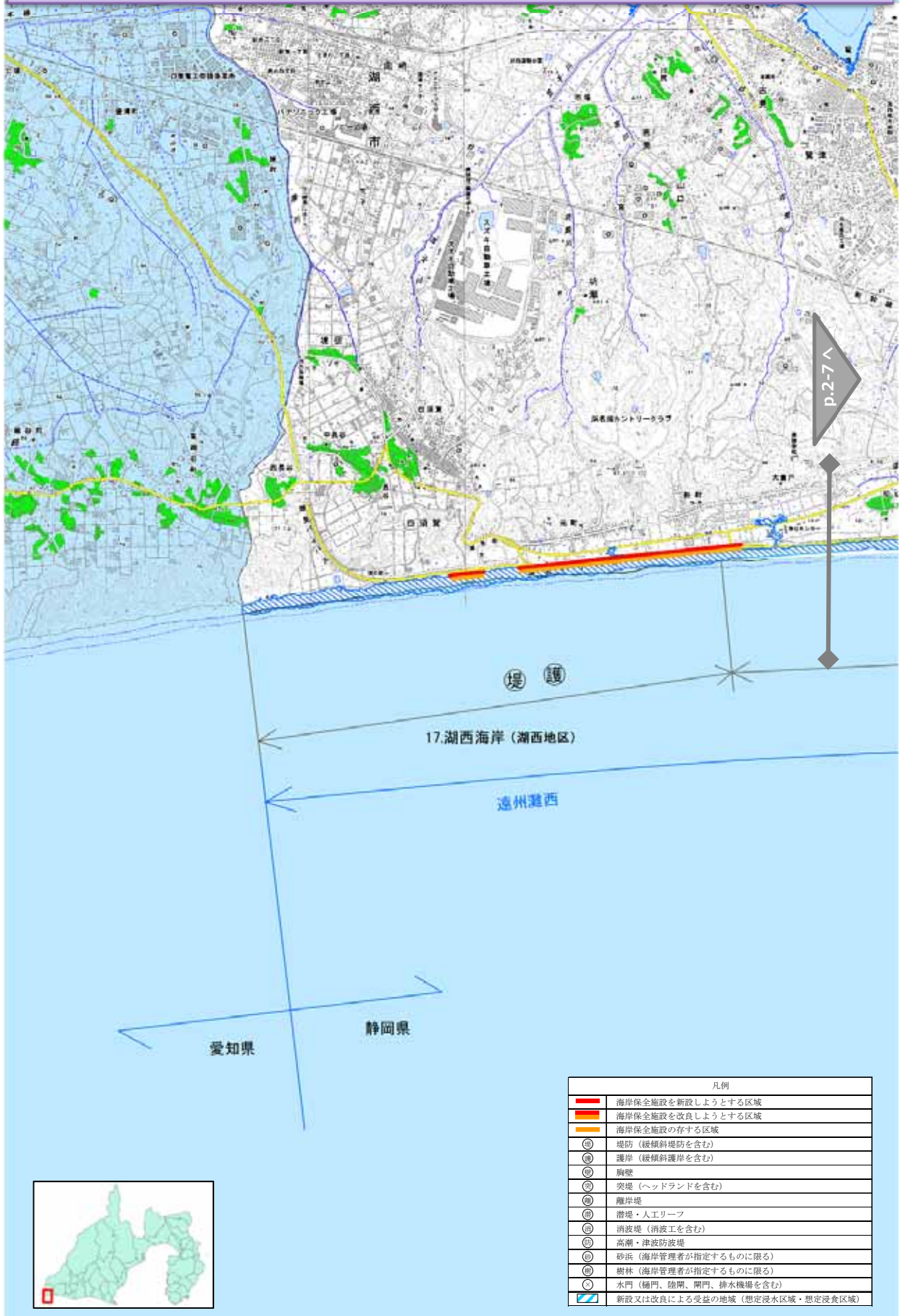
凡例	
■	海岸保全施設を新設しようとする区域
■	海岸保全施設を改良しようとする区域
■	海岸保全施設の存する区域
⊕	堤防(緩傾斜堤防を含む)
⊙	護岸(緩傾斜護岸を含む)
⊗	胸壁
⊕	突堤(ヘッドランドを含む)
⊙	離岸堤
⊗	潜堤・人工リーフ
⊕	消波堤(消波工を含む)
⊙	高潮・津波防波堤
⊗	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
⊕	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
⊙	水門(樋門、陸門、開門、排水機場を含む)
■	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定浸食区域)

地域海岸の起終点

120

1:50,000





p.2-7 ^

17.湖西海岸(湖西地区)

遠州灘西

愛知県

静岡県



:地域海岸の起終点

3. 今後の取り組み方針

遠州灘沿岸の海岸保全基本計画策定後の取組の方針として、以下のものがあげられる。

○総合土砂管理等に向けて関係機関との連携強化

遠州灘沿岸における砂浜の保全・回復においては、静岡県と愛知県、両県が連携し働きかけ、河川管理者などが中心となった総合的な土砂管理システムの構築が必要であり、今後も引き続き情報交換や調査・研究を行い、海浜状況の変化に適切に対応できる体制づくりを進めていくものとする。また、砂丘や海食崖等の変化、多様な生物・生態系等の実態把握に関する、継続的な調査・研究体制についても、同様に関係者との連携・調整を図っていくものとする。

○津波への対応

海岸保全施設の整備についてはレベル1津波を防護の目標とするが、海水が堤防等を越えて浸入した場合にも、出来るだけ被害を最小限に抑えるため、ハード（施設整備等）、ソフト（避難対策等）の対策を組み合わせた「多重防御」による総合的な防災・減災対策を推進する。具体的には、命山や津波避難タワーの設置、津波避難ビルの指定などによる避難体制の構築、「静岡モデル※」の整備による津波浸水区域の低減、内陸部への展開等を市町や企業等と連携して海岸の防護を進める。



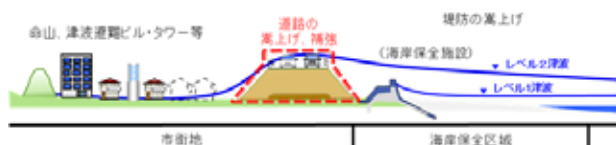
総合的な防災・減災対策のイメージ

※静岡モデル：

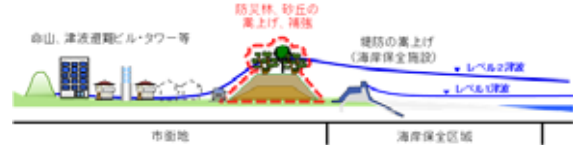
津波の到達時間が短く、多くの人口、資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるという本県特有の課題に対して、海岸保全施設に加え、レベル1を越える津波のエネルギーを減衰させる、既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げ・補強等による津波に対し安全度を向上させる施設整備。

静岡モデルの代表的なイメージ

道路嵩上げの例



防災林・砂丘の嵩上げの例



○地球温暖化に伴う気象変動への対応

地球温暖化に伴う海面上昇や気象・海象条件の変化に備えて、潮位観測等を継続的に実施していく。潮位観測等の結果については、国や沿岸自治体と連携して、必要に応じて防護水準に加味していく。

○海辺での不法投棄等ごみ問題や流入河川の水質改善への対応

海辺のごみ放置や不法投棄に対しては、定期的な監視、ゴミ等の回収への支援やモラル向上のための啓発活動が必要となる。また、流域の土地利用や陸域からの排水に影響を受ける流入河川の水質に対しては、海域の水質維持のためにも水質保全への取組が必要となる。いずれの問題も沿岸全体で取組む課題であり、国・県・市町の関係機関や民間団体等との連携・調整を図りながら、検討を行っていくものとする。

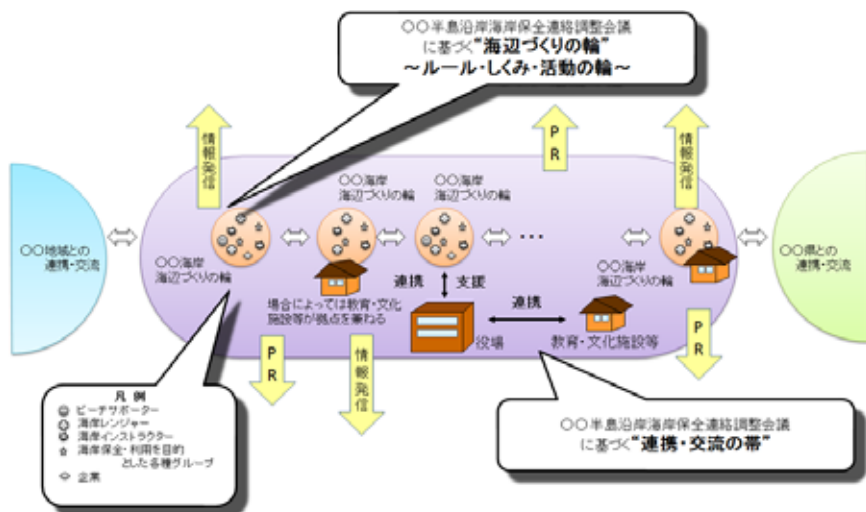
○沿岸の環境保全や適正利用に向けた対応

遠州灘沿岸の環境保全や適正な利用に向けて、環境教育や環境愛護思想の啓発を進めていくことが重要であることから、現在各地域で行われている様々な活動や取組が、沿岸全体で連携できるように、ネットワークづくりを進めるとともに、その内容を広く情報発信していくものとする。

○市町・民間団体等との連携の強化

海岸における自然環境や人々の利用は多種多様であることから、海岸管理者をはじめとして、沿岸市町、地域住民、各種団体など、海岸に関わるすべての関係者が、協働・連携・分担して、総合的な見地から対処していくものとする。

また、本基本計画書をはじめ、その他海岸に関する情報について、地域住民や海岸利用者がわかりやすいように、パンフレット、広報誌及びホームページ等を通じて情報提供や共有に努めていくものとする。



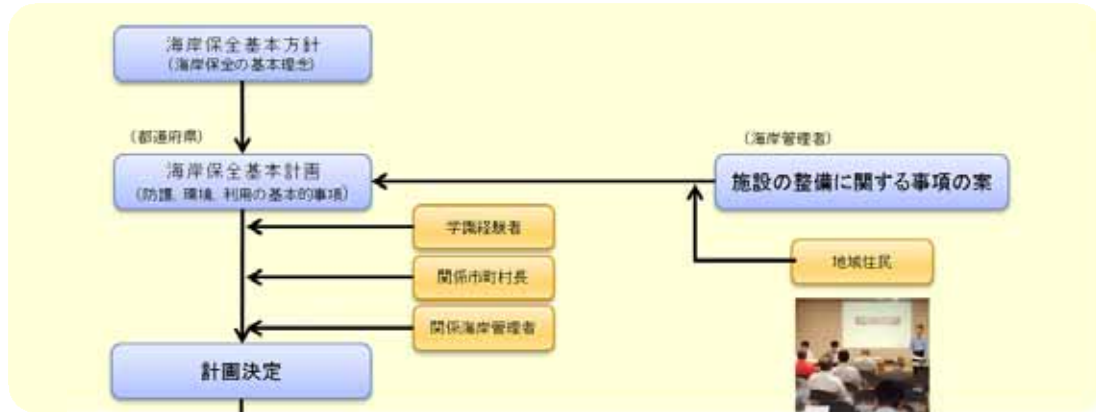
海辺づくりの輪と広域的なネットワークづくりのイメージ

○地域の实情に配慮した施設整備

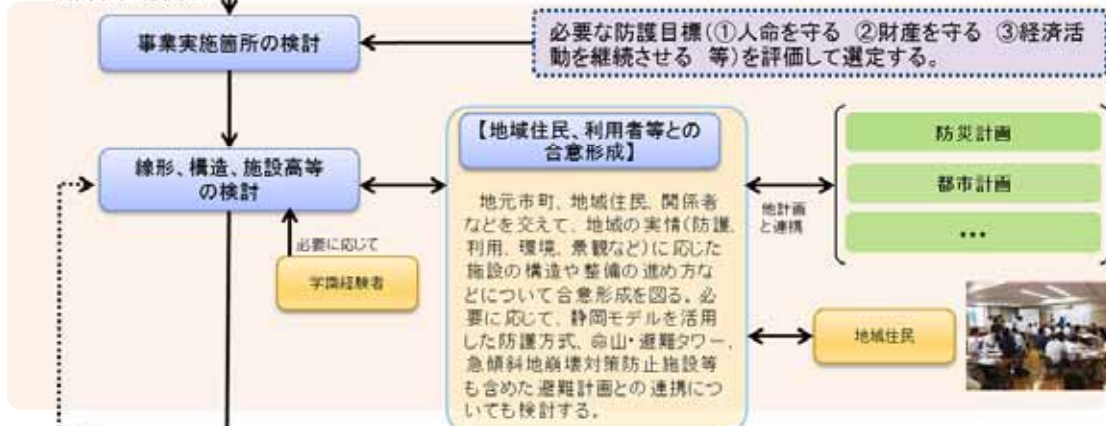
今後の海岸保全施設の整備にあたっては、関係機関及び地域住民等と協議しながら、それぞれの地域の地形やまちづくりの方向性等様々な要素を総合的に考慮し、地域における合意形成を十分に行っていくことが重要である。

以下に示すとおり、基本計画の策定から施設整備に至る各段階において、地域住民の意見交換を実施するとともに、市町が策定する防災・減災対策や地域の環境・利用状況と整合をとった施設整備に努めるものとする。

◎基本計画の策定

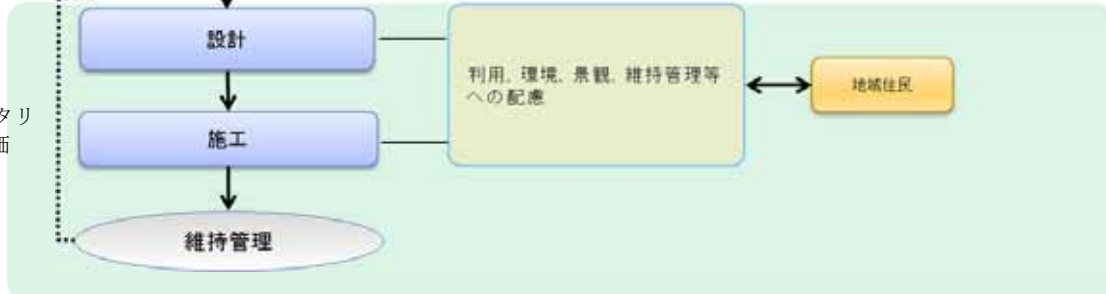


◎事業計画の策定



◎整備

砂浜等のモニタリング・事後評価



留意点①：景観の配慮については、十分な配慮が求められていることを踏まえ、海岸保全施設の景観・デザインのみならず、周辺の景観や環境との調和や地域の個性のなどを、それぞれの地域特性に応じて図る。連続的な構造物における高さの変化点についても、周辺の地形や景観に馴染む擦り付け等を行う。このためには、必要に応じて学識経験者、有識者等の指導・助言を受けたり、「河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き（H23.11 国土交通省）」、「海岸景観形成ガイドライン(H18.1 国土交通省、農林水産省）」、「ふじのくに色彩・デザイン指針（H23.12 静岡県）」などを活用する。

留意点②：維持管理への配慮については、施設を設計する段階から、地域住民等の利用や維持管理への参画の視点及び長寿命化の視点も加えて、構造や材料等を選定する。

○社会情勢の変化への対応

本計画策定後において、地域状況の変化や社会経済状況の変化など、様々な要因により海岸を取り巻く状況や海岸への要請に大きな変化が認められた場合、計画の基本的事項や海岸保全施設の整備内容を再整理し、適宜、見直すこととする。そのためにも、自然環境や社会経済状況についての情報収集・整理や海岸への要請の把握に努めていくものとする。

また、災害等の発生により新たに施設整備の必要性が生じた場合においても、計画の基本的事項に基づいて適宜、対応していくこととする。

さらには、今後、新たな研究成果や検討結果が公表された際にはそれら最新の知見を踏まえた施設整備となるよう弾力的な事業の実施・運用を行なうこととする。

遠州灘沿岸海岸保全基本計画検討委員会名簿

≪静岡県（平成13年10月～平成15年7月）≫

氏 名	所 属 等	備 考
磯部 雅彦	東京大学大学院教授	※静岡県検討委員会委員長
土 隆一	静岡大学名誉教授	※
鈴木 克美	東海大学海洋研究所特任教授	※
竹内 礼子	「静岡の文化」編集事務局長	※
海野 登光	アウトドアプランナー	※
原 剛三	県漁連代表理事・会長	
鈴木 與平	清水港船舶代理店会会長	
杉野 孝雄	県自然環境調査委員会植物部会長	
内海 禮子	静岡海洋スクールインストラクター	
小嶋 善吉	県市長会 会長	
池田 藤平	県町村会 会長	

敬称略

注) ※は全体委員会の委員を兼任

≪静岡県（平成25年11月～平成26年7月）≫

氏 名	所 属	備 考
佐藤 慎司	東京大学大学院教授	
青木 伸一	大阪大学大学院教授	
阿部 郁男	常葉大学准教授	
原田 賢治	静岡大学准教授	
岡田 智秀	日本大学准教授	
荒川 邦夫	静岡県漁業協同組合連合会代表理事会長	
杉野 孝雄	遠州自然研究会会長	
宮田 優治	静岡・海辺づくりの会会長	
原田 英之	静岡県市長会（袋井市長）	
太田 長八	静岡県町村会（東伊豆町長）	

敬称略

《静岡県（平成27年9月～）》

氏名	所属	備考
佐藤 慎司	東京大学大学院教授	
青木 伸一	大阪大学大学院教授	
阿部 郁男	常葉大学准教授	
原田 賢治	静岡大学准教授	
岡田 智秀	日本大学教授	
荒川 邦夫	静岡県漁業協同組合連合会代表理事会長	
杉野 孝雄	遠州自然研究会会長	
宮田 優治	静岡・海辺づくりの会会長	
原田 英之	静岡州市長会（袋井市長）	
田村 典彦	静岡県町村会（吉田町長）	

敬称略